

規則

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十号

衛生試験検査に関する規則の一部を改正する規則

衛生試験検査に関する規則（昭和二十六年埼玉県規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第二号（四）及び様式第二号（五）中「六価クロム化合物 mg/l 」を「六価クロム化合物 mg/l 」に改める。

様式第二号（九）中

「1, 1-ジクロロエチレン」	mg/l

「0」	$0.1\text{mg}/\text{l}$ 以下

を

「1, 1-ジクロロエチレン ペルフルオロオクタンスルホン (PFOS) 及びペルフルオロ タン酸 (PFOA)」	
--	--

「 mg/l 」	$0.1\text{mg}/\text{l}$ 以下
酸	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフル オロオクタン酸 (PFOA) の量の和として、 0.00005
ク	mg/l 以下※

に改める。

附則

- 1 この規則中様式第二号（四）及び様式第二号（五）の改正規定は公布の日から、様式第二号（九）の改正規定は令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の衛生試験検査に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。